

戦間期無産政党の女性「大衆」組織化

——社会民衆婦人同盟に注目して

海妻 径子

- 1 問題意識と本論の構成
- 2 無産政党附属女性組織の組織的性質と変遷
- 3 社会民衆婦人同盟の活動および担い手の特徴
- 4 「大衆」労働運動における女性の周縁化

1 問題意識と本論の構成

戦間期女性運動に関する先行研究は、その多くが婦選獲得同盟成立過程や、愛婦・連婦・国婦の三大官製婦人会を中心とした女性動員を、分析対象としている。労働（運動）史的視座においても、鐘紡に代表されるような女工労働争議の研究か、あるいは山川菊栄や伊藤野枝、高群逸枝等の女性と労働をめぐる個人思想分析が中心であり、無産政党附属女性組織（いわゆる無産女性団体）の研究は限られている。

男性普通選挙権獲得への対応として結成された無産諸政党においては、男性中央役員たちが前衛主義と人民戦線論のあいだで揺れ続け、合同と分裂が繰り返された後に、翼賛体制成立による解散を迎えることになる。無産政党附属女性組織の離合集散は、基本的にはこれら男性上部組織の動向に付随し、他律的にもたらされたものであった。このような組織の他律的性格が、女性参政権獲得をめざし女性たちが超党派で結びついた婦選獲得同盟に比べ、女性運動史における無産政党附属女性組織への研究関心を、低下させてきたことは否めないであろう。

しかしそれゆえにこそ、一定の自律性を男性上部組織に対し主張し得るような、十分な数の女性の組織化と力の結集に、無産政党附属女性組織が失敗したのはなぜであったのか、検討が必要ではないだろうか。単純な比較をするべきではないが、ワイマール共和国成立時の女性参政権実現にはSPDの強い要求があったといわれるドイツなどを想起すれば（戸塚2001）、戦間期日本の無産政党とりわけ社会民主主義政党において、女性支持層の獲得と組織化がどのように展望されていたのかを、検討する意義は小さくないと思われる。婦選獲得同盟が普通選挙実施に際し、無産政党所属にこだわらず婦選賛成の候補を応援するとしたことは、のちの翼賛体制への協力問題とともに、市川房枝ら主要女性運動家個人々の階級意識および反植民地主義認識の希薄さとして、もっぱら議論されてきた。だがこのような女性参政権獲得運動と無産政党との結びつきの弱さは、無産政党側の女性組織化の失敗の裏面でもあったのではないだろうか。

この女性組織化をめぐる困難について既存研究では、後述するように左派（関東婦人同盟）あるいは中間派（全国婦人同盟および無産婦人同盟）をめぐり議論されているにとどまる。本稿では、むしろ右派（社会民衆婦人同盟）に光をあて、教員やタイピスト、銀行や商店の女性事務員などサービス業女性従業者の組織化をめぐる困難が、女性運動にもたらした影響を論じていく。そのことにより、戦間期日本の社会民主主義における「民衆」・「大衆」性追求の特徴を示し、女性運動史においてしばしば用いられてきた「ブルジョア・フェミニズム／社会主義フェミニズム」という二元的分析枠組みの妥当性に、疑義を呈したい。

本論ではまず、そもそも無産政党附属女性組織とは何であったのかを検討し、無産諸政党および附属女性組織の結成および合同・分裂過程（いわゆる単一婦人同盟構想とその破綻）を、女性労働力を取り巻く環境変化も視野に入れつつ整理する。次に『社会民衆新聞』記事をもとに、社会民衆婦人同盟の活動およびその担い手について検討し、女性運動としての特徴を明らかにする。特に、国家社会主義派脱退の契機となった満州権益問題に、女性イメージがどのように結びつけられたのかに注目し、国家社会主義と女性の結びつきにおける日本の特徴を指摘する。最後に、戦間期日本の社会民主主義における「大衆」性追求における女性の位置づけを、他の政治諸勢力における「大衆」性追求およびそこにおける女性の位置づけと比較検討し、「社会」的なものの追求が国家主義に回収されていく分岐点として、女性組織化をめぐる問題を総括する。

2 無産政党附属女性組織の組織的性質と変遷

(1) 政治研究会における労働組合偏重と女性の結集

本稿が無産政党附属女性組織と呼ぶ団体は、先行研究においては「無産女性（婦人）団体」（米田 1972, 石月 1996）, 「女の無産政党のようなもの」（村上 1978）, 「政党婦人部」（外崎 1989）, 「（無産政党の）外郭団体」（渡部 1981）, など様々に捉えられてきたものであり、無産政党や労働組合婦人部と密接な関係をもちながら、労組婦人部自体とは区別され、また政党組織そのものの一部でもなかった。以下本節では、この団体としての複雑な性質が、どのような経緯で生み出されたのかを確認していく。

岡山女子懇談会等の自由民権運動女性団体や東京婦人矯風会など、社会的関心を表明する女性団体は明治 10 年代後半には既に結成されるようになっていたが、これらの活動の発展を阻んだのが集会及政社法（明治 23 / 1890 年）における、女性の政治結社および政談集会への参加禁止規定であった。この規定は治安警察法にも受け継がれ、大正 11（1922）年には政談集会参加および発起人となることの禁止規定（5 条 2 項）の撤廃には成功したものの、政治結社への参加は依然として禁止されたままであり、したがって無産政党が結成されても女性が黨員として加入することはできなかった。

他方で、鉄工等の男工中心に始まっていた近代的労働組合への労働者の組織化は、明治末～大正初期の繊維産業の合併・大経営化にともない、従来は家内的な小規模工場単位で管理され運動から隔てられていた女工層にも、及ぶようになっていく。第一次世界大戦による物価騰貴が賃労働への女性の就業意欲を高めたこと、工場法実施を翌年に控え同法への関心が高いと思われる女性労働者

の組織化が、同法の徹底実施をめざす組合側には以前にも増して重要課題となったこと等もあり、大正5(1916)年には友愛会婦人部が結成される⁽¹⁾(棚井1973a, 1973b)。

友愛会婦人部からは山内みなのような理事も誕生したが、その山内も大正8(1919)年にILO政府代表随員問題で友愛会幹部との齟齬が生じ、職場(東京モスリン)も解雇されるなど、女性活動家の育成は順調にはいかなかった。翌9(1920)年の富士瓦斯紡績押上工場争議で主要女性活動家が解雇されて、友愛会婦人部は機能停止に陥ったといわれる。その後大正13(1924)年によりやく日本労働総同盟婦人部が発足したが、翌14(1925)年には総同盟第一次分裂が起きる。山内を含む主要女性活動家は、左派の日本労働組合評議会に移り、同評議会では同年末の全国婦人部協議会にて山川菊栄が起草した『婦人部テーゼ』を採択したが、そのことは大正15(1926)年4月の第二回全国大会での、婦人部設置是非をめぐる対立(いわゆる婦人部論争)を引き起こした(米田前掲, 鈴木1990)。

この総同盟婦人部が発足したのと同じ大正13(1924)年に、前年の山本権兵衛内閣の普選実施方針を受けて知識人から運動家まで幅広く結集した政治問題研究会は、本格的な無産政党準備組織・政治研究会へと改組したのであった。つまり無産政党準備の議論は、女性が政治結社加入権をもたないのみならず、難航していた(いわゆる現場あがりの)女性組合活動家の育成が、ようやく軌道につくつかないかの時期におこなわれたのである。他方で男性組合活動家の層は一定の厚みを形成しており、このことは後述するような、政党支持者を獲得し団結させその中から黨員および将来的な政治リーダー候補を育成するための組織、いわゆる「大衆組織」を構想する際の、労働組合偏重をもたらしていくことになる。

政治問題研究会から政治研究会への改組は、「ただ調査や研究ばかりしてはいられない」という気運の高まりではあったものの、無産政党をイデオロギー的にも組織系統的にもどのような人々のどのような集まりとすべきかについて、主要会員のあいだでも意見の隔たりはあまりにも大きかった。したがって政治研究会を、そのまま無産政党あるいはその「大衆組織」へと移行させるべきかについても、議論は二転三転した。高橋彦博(1964)によれば、一度は「社会改革を目指す大衆運動を組織するもので……結成されるべき無産政党の直接的な「組織母胎」となるべきものと構想された」ものの、最終的には依然調査研究機関に留まるものとされて、政治研究会は創立大会を迎えたという。

しかし同会が調査研究機関と位置づけられたことは結果的に、女性という政党黨員資格を持ち得ない存在であっても、調査研究活動の一翼を担い得るのであれば、同会のメンバーとすることに支障はない、という状況を生み出した。工位静枝(1973)によれば、大正14(1925)年3月に同会婦人部の発会式がおこなわれ、山川菊栄、市川房枝、奥むめお、他約60名の入会が確認できるといふ。婦人参政選獲得期成同盟の結成は前年12月のことであったが、政治研究会婦人部がこのまま無産政党の「大衆組織」として位置づけられていけば、婦選獲得運動団体と無産政党付属女性組織の双方の主要活動家が重なることになり、日本における女性参政権獲得運動と無産政党とは、よ

(1) ただし既に大正2(1913)年には、富士瓦斯紡績小山工場に友愛会支部を設置する際の女性労働者の組織化が問題となり、女性を「準会員」とする(正会員は満十五歳以上の男性労働者)規定がつくられている。だがこの準会員制度は小山支部を超えた広がりをもつことができず、約1年後には「幹部の遠く他に転勤」したことを契機に、小山支部自体の準会員数も激減してしまう(棚井前掲)。

り密接につながる事ができたかもしれない。

だが結局、政治研究会は労働組合以外の「大衆組織」を構想し、現実化していくことができなかった。前出高橋によれば、いわゆる市民団体的な支持組織や地域支部（「班」）を構想した者も、政治研究会の一部にはいた。だが労働組合（およびその培養素としての「細胞」）をそのまま政党の「大衆組織」と考える傾向は、評議会系の人々のみならず総同盟系の人々にもみられたのであった。

この問題にはさらに、「大衆組織」に対する政党の指導性の強さ、すなわち前衛というものをどう考えるかも当然関係してくることになるが、それはひとまず横におく。ここで確認しておきたいのは、当時の無産政党においても労働組合以外の「大衆組織」を構想し得る可能性はあり、実際に消費組合や官製化以前の地域婦人会などが活動を展開していたにもかかわらず、その後結成されていく無産諸政党はこれら労働組合以外の団体を、自党への支持を調達する「大衆組織」として重視してはいかなかった、という点である（伊藤 1990）。より正確に言えば、争議の活発化を背景に労働組合およびそれを基盤とした左派会員の存在感が増していく中で、政治研究会右派は労働組合では吸収し得ない「民衆」「大衆」の組織化を構想せねばならぬはずであった。だが後述するように、その後右派を土台に結成された無産政党・社会民衆党がおこなったのは、むしろ総同盟系組合への組織化をめぐる評議会系組合との労働者争奪戦であり、あるいは小規模自作農や中小自営業主に「大衆組織」をシフトしていくことによる、対外膨張政策支持への傾倒であった。

（2） 左右無産政党附属女性組織の活動とその限界

政治研究会の左右分裂は、同研究会婦人部発会式のわずか半年後である大正 14（1925）年 10 月に起きる。「つくられるべき無産政党の綱領」として左派の佐野文夫の案が採択されたことを、議会主義の否定であると反発した島中雄三ら十名が、脱退したのである。中村勝範によれば、その中には奥むめおも含まれていたという（中村 1969）。だがこの脱退者たちを中心に早速翌年明けより結成準備が開始されたとされる、新無産政党準備組織・独立労働協会は、女性「大衆組織」には政治研究会以上に無関心であった。

同協会理事は、吉野作造や川原次三郎のような政治学者および新人会出身の宮崎龍介、藤井悌や高橋亀吉、北澤新次郎のような社会政策研究者、島中雄三や安部磯雄、原彪のような日本フェビアン協会系の人々、賀川豊彦や下中彌三郎、中澤弁次郎、松下吉衛のような農民組合運動系の人々という顔ぶれであった（麻生 1926、中村前掲）。日本フェビアン協会には奥むめおや神近市子も所属していたはずだが（小山 1967）、大正 15（1926）年 3 月に発表された独立労働協会規約には、組織として「調査部、教育部、組織部、産業部、政治部、出版部」をおくとあるのみで、婦人部、あるいは「婦人同盟」のような附属組織についての言及は無い（麻生前掲）。

当初、独立労働協会は自らのみで無産政党を準備するか、政治研究会に左派を駆逐させた上で合同で無産政党を結成するか、曖昧な姿勢をとっていた。政治研究会左派の影響下につくられた農民労働党が大正 14（1925）年 12 月に結成即日禁止となり、翌年 3 月に労働農民党として再スタートを切ったものの、左派の影響力増大をめぐる内部対立が深まっていたからである。その後総同盟が大正 15（1926）年末に第二次分裂に至ったため、安部磯雄・吉野作造は堀江帰一とともに「民衆を基礎とする健全な新政党」結成を呼びかける声明書を発表、独立労働協会はこの声明書を支持す

る決議を採択して、労働農民党からの右派脱党者とともに社会民衆党を結成していく（中村前掲）。

すなわち独立労働協会は、「組織されてみない労働者小作人の多数と、所謂知識階級（勤人、下級官公吏、教員、文筆労働者）等、自由職業者（医師弁護士、其他類似の者）自作農、小商人、小手工業者等、つまり准無産階級とも称すべき下層中産階級の多数とを……一はそれら生産としての立場に於て、一は一般消費者としての立場に於て、漸次各種の組織を促し……その政治的勢力を結成して……社会の改造へと進む」ことをめざすと設立趣意書に謳いながら（麻生前掲）、もっぱら組織労働者右派を「大衆組織」とする社会民衆党結成に加わっていったのである。だがそれは、一方では難航しながら誕生しつつあった女性組合活動家の多くを組織労働者左派および中間派、すなわち労働農民党および日本労働党の「大衆組織」に残留させたままで、他方では「准無産階級」の女性たちの「大衆組織」への組み込みも十分に構想化されないまま、社会民衆党がその歩みを始めてしまったことを意味していた。

翻って左派無産政党においては、婦人部論争で明らかのように、女性組合活動家が性差別撤廃に関する活動に注力することは、「コミンテルンによる性別団体の否定原則」をふりかざす男性たちから、分派活動として警戒・批判された。組合における性差別撤廃活動は（「組合員の封建的な意識の変革」として）教育部、あるいは（「遅れている女性労働者の組織化の促進」として）組織部の仕事である、また、性差別の中でも経済闘争に関する部分は労働組合の職分ではあっても、（女性参政権獲得のような）それ以外の部分は、政党に関連あるいは付属する女性組織が担うべきものである、というのが婦人部反対派の主張であった。だが政治結社加入権をもたず、したがって少なくとも合法政党としての活動においては党基幹部には入れず、付属女性組織に滞留するしかない女性の「政党」活動は、もっぱら自らが所属する付属女性組織を大衆に普及浸透させる活動、すなわち女性労働者の左派労働組合への一層の組織化という組合組織部活動と、ほぼ重なってしまう。

しかしこの「自らが所属する付属女性組織を大衆に普及浸透させる」という行為が、女性を主婦として組織する市民消費組合や地域婦人会などからも女性たちを引き剥がし、あらゆる階級の女性たちを左派のヘゲモニーの下にある完全に単一の婦人同盟へ、すなわち諸女性団体の代表者会議や連絡協議会のようなものではない女性「大衆組織」へ統合することができれば、その活動は確かに、組合組織部活動を超越するものである。このような文脈において労働農民党付属女性組織は、将来的な「プロレタリア的大衆の単一婦人組織」への母体となることをめざしたとみるのが工位静枝（前掲）であり、そのような企てがなされた背景として、妥協に走りがちな「組合主義的政治闘争」から前衛的な「全無産階級政治行動主義」にもとづいた「社会主義的政治闘争」を展開すべしと主張する、福本イズムの影響を工位は指摘するのである。

このような工位の議論には批判もあるが⁽²⁾、いずれにせよ労働農民党系の日本労働評議会が大正15（1926）年12月に出した大衆の単一婦人同盟構想（「婦人運動に関する意見書」）は、総同盟第二次分裂による無産政党の三分裂にもかかわらず翌年2月に、日本労働党系の女性たちや、奥むめお、婦選獲得同盟理事の坂本真琴らも参加して単一婦人同盟設立準備の会の第一回会合へと至る。だが結局はその性急なヘゲモニー工作は失敗に終わり、労働農民党付属女性組織は単独で昭和2（1927）年7月に関東婦人同盟としての活動をスタートさせるものの、実質的な上部組織であった

(2) 波多野（福永）1974、渡部・鈴木編1980などを参照のこと。

日本共産党中央委員会が、婦人同盟の活動を組合活動へ向けられるべきエネルギーを奪うとして否定する方針を出したこともあり、昭和3（1928）年3月末に解散することになる。

他方で中間派・右派もそれぞれ単独で附属女性組織を結成していく。中間派は、三・一五事件による労働農民党解散命令後の無産政党再編を受けて、全国婦人同盟（日本労農党系）から無産婦人連盟（無産大衆党系）、無産婦人同盟（日本大衆党から全国大衆党を経て全国労農大衆党系）へと、附属政党を目まぐるしく変えながらも、昭和7（1932）年には婦選獲得同盟、日本基督教婦人参政権協会、婦人参政同盟との4団体合同で婦選獲得連合委員会を組織するなど、ゆるやかな連絡協議会方式での他女性団体との連携を図っていった。

右派では社会民衆党附属女性組織として昭和2（1927）年7月に労働婦人連盟、更に同年11月に社会民衆婦人同盟がつくられるが、昭和6（1931）年9月に満州事変が起きると、権益問題をめぐり社会民衆党が分裂、翌7年4月に赤松克麿ら国社派が脱退すると、社会民衆婦人同盟も分裂した。赤松明子、小池元子、土肥きく子、小笠原くに子らが、脱退して日本国家社会主義婦人同盟を結成。他方で赤松常子、阿部静枝、和田とみ子、松岡勝代ら社会民衆婦人同盟残留者は、同年7月に社会民衆党が中間派・全国労農大衆党と合同して社会大衆党となったのにもない、無産婦人同盟との組織統合をおこない、社会大衆党婦人同盟となる。石月静枝（前掲）によると、社会大衆婦人同盟は「ファッション粉碎」を掲げ続け、昭和9（1934）年には「国家経済を無視せる膨大なる軍事費反対」「戦争挑発の怖ある出版物取締の要求」等が盛り込まれた決議を婦選獲得同盟と共に全日本婦選大会で採択するなどしたが、この時期に組織人数は急速に減退し、昭和11（1936）年頃には組織としての実体は無くなってしまったという。まさにこの時期に、国防婦人会は急激に組織拡大をし、愛国婦人会との会員獲得競争が激化していった。「大衆」女性をつかみ組織化することにおいて、無産政党の「大衆組織」は、国婦の割烹着の「無階級性」（藤井1985）に敗北していったのである。

3 社会民衆婦人同盟の活動および担い手の特徴

(1) 女工争議への介入と主婦の組織化

前節でみてきたように、女性を含む「准無産階級」を組織化する「大衆組織」の労働組合以外の形態は十分に構想化されなかった。右派無産政党においても「大衆組織」の拡大は、もっぱら傘下組合への労働者の組織化として実践されたのである。正確に言えば「准無産階級」においても、大正7（1918）年の増俸運動の盛り上がりを受けて翌年に日本サラリーマン・ユニオンや教員組合啓明会が結成されたのを皮切りに、大正9（1920）年の日本工人倶楽部や全国タイプスト組合など、順次団体が結成されていったが、ほとんどが職場単位での交渉や活動の限界から数年で自然消滅する、という繰り返しであった。その後大正14（1925）年の神戸サラリーメン・ユニオン結成以降、大都市を中心に各地にサラリーメン・ユニオンあるいは俸給生活者組合が設立され、翌15（1926）年には全国連絡会「日本俸給生活者連盟」がつくられるが、これらの組合は日本労働組合評議会に加盟する左派であり、しかも昭和3（1928）年の三・一五事件以降の弾圧で、活動は停滞していく（労働事情調査所1931、野田・田沼1957）。

総同盟・社会民衆党系の「准無産階級」組織化のイデオログであったのは、日本工人倶楽部出身の小池二郎であったが、彼の認識は「俸給生活者は多くの場合、労働者の指揮監督の任に富（ママ）る、このことが又、彼らの誤てる自分観念を強め裏書する役目を務める。……何か自身が一階級上の様な優越感をもつ様になる。……然し乍ら、それにも拘らず俸給生活者の多数は、実際に於て生活の窮迫を、ひし〜と痛感しつゝあるのは争い難い事実である」というものであり、男性の下級管理職あるいはエンジニアのような専門技術職が基本的に想定されていた。「同一勤務に対する男女俸給差別の撤廃」に対する機械的な言及はあるものの、教員やタイピスト、製図トレーサーのような女性の多い専門職の待遇の悪さに対する同情や憤慨はみられない（小池 1929a）。小池が率いた全国俸給生活者協会の組合員は、昭和 4（1929）年頃の時点で大日本製氷会社（ニチレイの前身）の社員を中心とする 500 名程度であり、うち女性は 50 名前後であったという（野田・田沼前掲）。

その結果、社会民衆党の付属女性組織には、他の無産政党の付属女性組織には無い複雑さが加わることになる。無産政党の「大衆組織」の拡大は傘下組合への労働者の一層の組織化として実践されたため、社会民衆党の「大衆組織」たる総同盟は、傘下組合に労働者を取り込むべく、日本労働評議会系の組合からの労働者の引き剥がしを図り、競うように争議に介入して指導のヘゲモニーを日本労働評議会と争った。それは女工の争議においても同様であり、後述するように岡谷山一林組争議への介入以降、女工争議支援は社会民衆党付属女性組織の重要な仕事となっていく。しかし他方で、右派としての社会民衆党が「大衆組織」を広げていきたい「准無産階級」とは、専業主婦の妻をもつ（あるいはもつべきと考える）男性の下級管理職層あるいはエンジニアのような専門技術職層だったのであり、彼らの配偶者に対する啓発（夫の政治姿勢に対する妻の理解やサポートの醸成）もまた、社会民衆党付属女性組織の重要な仕事と考えられたのである。

以上のことは、社会民主党機関紙『社会民衆新聞』の記事を通じ、具体的に確認することができる。昭和 2（1927）年 1 月 10 日より発行された『社会民衆新聞』における女性関連の記事の推移をみると、そもそも社会民衆党に関係した女性たちの活動は、大まかに以下の 4 期に分けることができる。

- (1) 社会民衆党発足から労働婦人連盟発会式（昭和 2 年 7 月）頃の、活動開始期
- (2) 岡谷山一林組争議支援（昭和 2 年 8 月）を契機とした、争議介入期
- (3) 婦人公民法の貴族院での否決（昭和 5 年 5 月）以降、盛り上がる母子扶助法制定運動へのかかわりなど、議会応援活動期
- (4) 満州権益問題が生じ（昭和 6 年 11 月頃）、以後国社派分裂を経て、全国労農大衆党と合同し社会大衆党となるまでの、分裂再編期

である。

最も早い (1) の時期に、『社会民衆新聞』では不定期ながらも「婦人欄」とともに「コドモ欄」がおかれていた。子ども向けのごく短い読み物や、購読者の子どもからの詩などの投稿を掲載したものである（昭和 2 年 1 月 10 日号の田邊正「寒さにつれて正月のおしたく」、等）。発刊当初の紙面は、中間層向けの、家庭雑誌的な発想でつくられていたことがわかる。想定されている女性読者の中に、子どもに記事を読み聞かせる時間とゆりのある主婦も、含まれていたと推測できる。

婦人欄には、読者投稿らしきエッセイで貧困家庭に生きることの悲哀や社会民衆党の政談演説会を聞いた感想が述べられるほか（昭和2年2月5日号の中川千代子「京都に於ける民衆党の政談演説会を聞いて」、等）、奥むめおの「来つて協力ください私等の新婦人団体へ」という単一婦人同盟設立準備会への参加の呼びかけ（昭和2年2月20日号）や、市川房枝の「婦選運動と政党」と題した短い論説（昭和2年5月15日号）など、この時期には、必ずしもその後の労働婦人連盟・社会民衆婦人同盟活動家ではない人が寄稿していることが多い。総同盟婦人部は存続していたものの、主要活動家は評議会系に移っていたこの時期、社会民衆党が原稿を依頼できる女性の労働組合活動家は、ほとんどいなかったのであろうと推測できる。

だが昭和2（1927）年6月に大日本紡績橋場工場の争議が起き、このときに「本争議に対し社会民衆党・労働総同盟関係の婦人を以て組織する労働婦人会では……女工慰問品として菓子を……携へて争議団並に各社宅を訪問して慰問した」という記事（7月3日号）がみられる。同じ頃総同盟は既に岡谷でいわゆるオルグ活動を開始していた。翌月の労働婦人連盟の発足には、この大日本紡績争議への慰問活動に手ごたえを感じて、予想される岡谷での争議に女性活動家を組織的に応援に行かせようとの動機があったと、読み取ることができる。

この労働婦人連盟の発足以降、大坂紡績四貫島工場など様々な争議への介入・応援が、さかんに紙面で取り上げられる（2）の時期に入るが、労働婦人連盟発足から半年もしない11月に、別組織である社会民衆婦人同盟（発足当初の名称は社会婦人同盟）もまた結成される。石月静恵（1996）は、労働婦人連盟の活動が活発でなかったため、「労働婦人連盟に頼るわけにはいかず」社会婦人同盟を結成した、と述べている。だが労働婦人連盟として岡谷争議へ応援に行った日本縫工組合出身の渡邊すが「自己批判より任務の自覚へ」（昭和2年11月1日号）を『社会民衆新聞』に寄稿するなど、地道に女性活動家が育成されつつある様子も、この時期にはうかがえる。同時期に結成された関東婦人同盟への対抗や岡谷争議への介入のために、取り急ぎ労働婦人連盟を結成してはみたものの、活動内容自体は総同盟婦人部のそれと大きく異なるわけではない。その一方で、いずれ近いうちに実施されるであろう普通選挙法にもとづく選挙をにらめば、各地域支部の雑用を引き受けたり応援活動に飛び回ることのできる、一定のリテラシーをもち地域婦人会や婦選獲得運動での活動経験があるような、「准無産階級」の女性を別途組織化する必要性が認識されていった、というのが実情だったのではないだろうか。そうでなければ、社会婦人同盟結成直後に労働婦人連盟を解散しなかった特段の理由がない。いずれにせよ結成された社会婦人同盟では、セツルメント活動から協調会深川善隣館主事となった山田安子が初代委員長となり、婦人事務員協会設立メンバーで記者を経て東京連合婦人会労働部に入った村上秀子も参加して社会民衆党の市町村議会選の応援遊説をおこなっている（昭和5年5月25日号）ことが確認できる。1927（昭和2）年2月5日号を最後に『社会民衆新聞』からは「コドモ欄」が消えたが、主婦を読者層に想定した紙面構成は社会民衆婦人同盟の機関誌（小冊子）『民衆婦人』へと移管され、継続していく（石月1996）。

（2）女性の労働権という視点の不在

他方で労働婦人連盟には、代表の赤松常子のほかに、東京電気会社と日本縫工組合の女性組合員が参加していた。このうち軍被服廠の縫工が組織されていた日本縫工組合の砂塚よし子は、昭和6

(1931)年5月に労働婦人連盟が吸収された後の社会民衆婦人同盟でも幹部を務め、国社派脱退後も社会民衆婦人同盟に残留したことが記事から確認できる(昭和7年7月15日号)。社会民衆婦人同盟が育成した、数少ないたたきあげの女性活動家と言えるであろう。だが『社会民衆新聞』に砂塚自身の署名記事は、最後まで掲載されなかった。砂塚の社会民衆婦人同盟における役員としての地位も、赤松明子、赤松常子、阿部静枝などに比べ低いままであり続けたし、他方で山田安子や村上秀子らは顧問的ポジションにとどまっていた(昭和6年5月10日号)。そして(3)の時期に入ると、婦選獲得や母子扶助法の他に、東京市ガス値下げ運動など、都市消費者あるいは主婦の視点にたつ活動についての記事が、目立つようになっていく。

今井小の実(2000)は、社会民衆婦人同盟が綱領に「吾等は、資本主義的社会制度が、勤労階級婦人の生活を保證し、且つ人格の尊重を發揚せしめ得ざることを確信するが故に改革を期す」と謳うと同時に、「母子保護法の制定」を政策に挙げていることを以て、社会民衆婦人同盟の母子扶助法制定運動を「働く女性の児童／母性保護の要求」(傍点引用者)と位置づけ、さらにそこに母性保護論争における山川菊栄の「無産運動の中に“女性の特殊な要求”である母性保護運動の道を拓く」精神の継承を見ようとする。だが社会民衆婦人同盟綱領が、左派および中間派で一般的であった「無産婦人」という言葉を用いず、また「勤労階級婦人」と謳っていることに、より留意すべきであるように思われる。

そもそも無産運動における右派は、ブルジョア自由主義国家の暴力的廃絶を必要とは考えないのであり、普通選挙を通じた無産大衆のヘゲモニーの獲得と、それによる労働者保護立法や社会福祉政策の実現をめざすものであるから、社会民衆婦人同盟の政策に前述の「母子保護法の制定」とともに、「労働婦人及び職業婦人に対する保護立法の制定」が盛り込まれているのは、その意味で至極当然のことと考えねばなるまい。むしろ母子扶助法制定の必要性の理由を、「夫死別または精神的身体的不具廢疾の夫を有する妻を生計維持と子女養育との二重負担から免れ養育に完らしめるため」と述べる社会民衆婦人同盟に、女性にも労働権があるという意識がどれだけ徹底していたかは、慎重に検討せねばならないだろう。

社会民衆党付属組織が組織化できた「准無産階級」の女性たちとは、職業経験や社会活動経験をもつかもされないが、基本的には主婦であることにアイデンティティをおく者であった、と言えるのではないだろうか。確かに社会民衆婦人同盟の政策には「労働婦人及び職業婦人に対する保護立法の制定」が盛り込まれていたが、女性が生涯結婚もせず男性に扶養もされず尊厳ある職業に従事し続けられる権利、というところまで、その立法が保護するものを構想できていたかは疑わしい。前述したように教員やタイピスト、銀行や商店の女性事務員などサービス業女性従業者の組織化は遅々として進まなかったが、彼女たちへのオルグや評議会系組合からの引き剥がしは、『社会民衆新聞』記事においても全く言及されておらず、労働婦人連盟においても社会民衆婦人連盟においても重要課題とみなされていたとは言い難い。そして主婦であることにアイデンティティがおかれるがゆえに、無産女性運動であるにもかかわらず社会民衆婦人同盟の主張においても、女性の地位を向上させねばならない根拠は、女性にしかおこない得ない出産・育児というものの国家にとっての重要性、に集約されていくのである。

資本や「家」制度からのみならず「国家からも自由」であるための女性の労働権や経済的自立の

重要性を、十分に明確に課題化し得なかったところに、社会民衆婦人同盟の、さらには戦間期女性運動の、そして社会民主主義の限界があったのではないだろうか。加えて、相互扶助やケアの交換経済を、国家からはみ出す「社会」領域で維持し続けることの、重要性の認識である。社会民衆女性同盟は、母子扶助を国家に占有させないためのものとして女性の労働権を語ることに、最後まで成功しなかった。もしそれが成功していれば、おそらくそれは国社派脱退の際の、社会民衆婦人同盟の女性たちのあいだの最大の争点となったことだろう。

(4) 期に入り、社会民衆党の満州問題視察団として片山哲・小池四郎・島中雄三が派遣された際、社会民衆婦人同盟は東京と横浜で「見送り」をおこなった、と『社会民衆新聞』記事にはある(昭和6年11月10日号)。言うまでもなくその光景は、大阪港での出征兵士の見送り活動から誕生し拡大していった国防婦人会を、彷彿とさせるものである。視察団帰国後、「満州で戦う無産階級の子弟」の血の代償である満蒙権益は放棄せず、すみやかに無産階級の管理下におくべし、と社会民衆党中央委員会は主張する(昭和6年12月25日号)。その満蒙権益管理の仕事に女性も男性と対等に就かせよ、という主張を、社会民衆婦人同盟から脱退した、日本国家社会主義婦人同盟の女性たちが唱えた形跡は、管見の限り見当たらない。そのことをフェミニズムの達成とみるべきか敗北とみるべきかはともかく、そのような対等性の主張の不在が、赤松ら国家社会主義者がのちに復古的主張を含む日本主義に接近していくことを、容易にしたことは間違いのないといえる。

4 「大衆」労働運動における女性の周縁化

普通参政権運動と無産政党結成という平等性追求の熱狂が、短期間のうちに天皇制ファシズムという権威主義へと飲み込まれていったのはなぜなのか。しかもその飲み込まれにおいて、むしろその平等性追求の旗振り役の一部が率先して転向していったようにみえるのはなぜなのか。このことはこれまでも様々な角度から検討されてきたし、フェミニズムにおいても、婦選獲得運動にせよ婦人会活動にせよ、あるいは『女人芸術』のような文化運動にせよ、女性たちの平等と自由を求める情熱が、なにゆえに権威主義体制を受け入れ下支えしてしまったのかという点は、大きな関心を集めてきた。だがそもそも、この時期における平等性の追求自体が、運動の中における新たな不平等を生み出し、周縁化された人々が天皇制ファシズムに吸引されていく回路を、作り出してはなかったであろうか。

無産政党形成期における労働運動では、観念的な自由主義も無秩序で突発的な英雄主義的変革も共に批判され、「大衆」に根差した「組織」的活動というものが、左右両派いずれによっても重視された。伊藤晃(前掲)によれば、左派においてそれは、政治・経済情勢を客観的・科学的につかんでいる党指導層により教育された「大衆」の系統的運動論・組織論に則った運動、として構想された。そして右派においては、団体交渉権や労働協約の獲得、およびILO参加による労働者保護水準の国際化を通じた、資本に交渉力をもつ労働者の拡大＝「大衆」化がめざされたのである。

だがこの「大衆」の重視は、左右両派いずれにおいても、労働運動における女性の周縁化をもたらした。左派の「大衆」化路線が、指令や指導が絶対視されることによる逆説的な「大衆組織」の権威主義化や、妥協を反「大衆」的でブルジョア的な修正主義行為とみなすがゆえに一足飛びに革

命を起こそうとする冒険主義化を生じさせたことは、先行研究においてもしばしば指摘されてきた（渡部編 1981, 伊藤前掲）。指導部の権威化はその大半を占める男性の権威化となり、2節でふれた関東婦人同盟の短期間での解散や、いわゆる「ハウスキーパー」問題が引き起こされる要因となった（鈴木前掲）。

では右派の「大衆」化路線の問題は何であったのだろうか。右派労働組合以上に協調的な組合や団体が登場し一定の譲歩を資本から引き出し得るとき、団体交渉権の獲得どころかその存在意義すら無くしていく、という点が挙げられるだろう。自彊組合の結成や工場委員会制の導入などである。ゴードン（2012）は、1930年代の日本で大企業での争議が急速に減少し組織率も低下していったことを指摘し、その背景として「労働者が、一般社会および会社内における正規の構成員として認められたいと欲求していたことは、会社側に労働者の福利厚生に誠実に取り組んでいると宣伝させるのを促すことになった。逆にこうした欲求は、企業の枠を超えて労働者が団結する組合運動には不毛の大地となったのである」と論じている。

それゆえに争議は、「温情主義の欺瞞を暴露する」絶好の機会であると、右派労働組合によってこそ捉えられることになる。前近代的な家族規範に縛られているがゆえに、温情主義の欺瞞にも気づきにくいはずの女工が立ち上がる工場争議こそが、絶好の暴露の瞬間である。だが真に重要なのは、その暴露の先に、企業単位を超えた労働諸権利および社会福祉政策の確立の必要性を大衆に示し、その民主主義的な実現のために労働者の代表をひとりでも多く議会に送れと、呼びかけることができていたかどうかであろう。ホモソーシャルな「労使が互いの利益を認め合う相互依存の共同体」（ゴードン前掲）からもなお、二流の労働者として排除される女性こそ、企業単位を超えた権利や政策の確立必要性を体現する存在のはずであった。

しかし社会民衆党における女性解放の展望は、はなはだ明瞭さを欠いていた。社会民衆党がイデオロギーとしてフェビアン主義を強く意識していたことは間違いなく、赤松克麿が明子との共訳で刊行した『英国婦人労働運動史』（昭和2/1927年）の著者バーバラ・ドレイク（Barbara Drake）は、1920年代から30年代のイギリスの教育政策に影響力をもったフェビアン協会のメンバーであったし、また『婦人の友』25巻3号（昭和6/1931年）掲載の特集記事「世界の女性戦線」で松岡駒吉が紹介している「イギリス／ボンドフィールド女史」も、やはりフェビアン協会に所属しマクドナルド労働党内閣で最初の女性閣僚となったマーガレット・ボンドフィールド（Margaret Bondfield）であった。彼女たちは店員や事務員など流通・サービス業女性従事者の労働環境改善に関心があり、とりわけボンドフィールドはNAUSAWC（National Amalgamated Union of Shop Assistants, Warehousemen, and Clerks）の中核的活動家であった⁽³⁾。

にもかかわらず、既に述べたように、日本フェビアン協会の女性たちを社会民衆婦人同盟は、婦選獲得や母子扶助法成立などの共通の目的に向かい一定の協力的関係を結ぶことはあっても、メンバーとして組織的に取り込むことはできなかった。また、女性労働者に関する実態調査や政策提言をするドレイクやボンドフィールドのような女性活動家を、育成しその活動を支援する、ということにもまた、様々な困難が横たわっていた。たとえば社会民衆党の幹部は、かつてILOに参加し

(3) Working Class Movement Library（2020年1月20日閲覧）掲載の Activists データによる。

てみたいという山内みなを説得して辞退させておきながら、それに代わる活動家としての学習機会を、提供しようとはしなかった友愛会の男性たちであった（山内 1975）。右派労働組合が女工争議に介入し、「温情主義の欺瞞を暴露」しても、しばしば争議は敗北し、女工は誡首される。女性活動家が育たないのは、誡首された女工が「家」意識にとらわれて都市で就業を継続しようとせず、農村に帰ってしまうからだ、と説明される（村上前掲、米田前掲）。争議参加歴をもつ女工の再就職の難しさは一顧だにされず、「遅れた意識」の女工と争議指導者の上下関係は固定化し再生産される。誡首された女工を組合専従とし、教育を施して、調査や提言をなし得るような女性活動家にまで育て上げることは、女工が就業前に受けることのできた教育の貧困さを考えれば、多大な労力を要する無謀な試みにしか見えなかったのであろうが、そうだとでも果敢に挑戦されねばならないことではなかったか。

いわゆる「女子学連」事件にみられるように、社会主義の高度理論を学習したいという意欲は、当時の日本女子大学や東京女子大学の学生たちにも強くみられていた（米田前掲）。彼女たちの中から、日本におけるドレイクやポンドフィールドを育てようとするのもまた、右派社会主義者たちが挑戦すべき試みであった⁽⁴⁾。だがたとえそのような挑戦がなされたとしても、山川イズムですら日和見に感じられたという彼女たちにとって、修正社会主義の議論は魅力に乏しかったかもしれない。丸岡秀子による昭和 12（1937）年の『日本農村婦人問題』の上梓は、戦間期における社会調査とフェミニズムの結合のひとつの到達点と言えるが、産業組合中央会調査部に所属していた丸岡は、人脈的には中間派の女性たちに近かった（石月 1996）。

赤松明子は昭和 4（1929）年に、クララ社の「民衆政治講座」シリーズの一冊として『婦人解放論』を上梓する。だがそこに述べられている女性解放の展望は、性差別的な労働市場を革命ではなく政策介入により変えるべきであるし変えることができるという、フェビアン主義およびそれを含む修正社会主義の立場にたった、女性政策論を踏まえたものでは必ずしもない⁽⁵⁾。女性解放は階級解放なくしてあり得ず、階級解放をもたらす労働組合運動や農会（およびそれに資するような、産児制限や消費組合などの諸活動）への参加が、女性の意識を向上させ主体性を確立する、と主張される（赤松 1929）。女性の主体性を守るために組合や政策があるのではなく、組合が女性を啓蒙し、主体性をもたせるのである。女性は、組合運動を男性任せにするのではなく「主体的に」かわり、組合が女性たちに指し示すものを懸命に学習し理解し、自らの主体を形成しようとしなければならない。主体形成において女性たちは、皮肉にも労働組合運動の客体となるのである。

社会福祉政策を、実施されるのであればそれは国家の集中的権力によってでも構わないと考えるのではなく、あくまでも無産大衆がヘゲモニーを握った議会制民主主義の下で実施することに固執するためには、「大衆」自身に他者に譲り渡すことのできない自らの主体への固執が、形成されて

(4) 湯川（2003）は、無産女性団体から出されていた要求は初等および中等教育に対する教育機会均等に関するものであり、同団体からの女性への高等教育開放要求はそれほどみられていないことを指摘している。

(5) 赤松（1929）は「婦人の組織といふことは、凡ての方面に於て最も困難であるが就中職業婦人の場合には殊に甚しい」ので「職業婦人の団結力によつてその地位を改善してゆくことが……困難なことに思はれるので、これはどうしても法律の力によらなければならない」と述べる。しかし「職業婦人に対する法律的保護を、職業婦人法といふが如き一つの法律に具現するか、俸給生活者法の中に具現するかは、技術的問題であつてさまで重要ではない」と述べ、流通・サービス業における女性差別を看過してしまう。

いなければならない。日本において社会主義理論が、ブルジョア自由主義の限界を鋭く突きその乗り越えを図るものとして受容されたとき、そのような社会主義理論理解自体は間違っていないが、ブルジョア自由主義の一定の歴史的蓄積が「大衆」に生み出す自らの主体への固執の重要性は、看過されてしまったのではなかろうか。「女性の主体」というものが労働組合運動の客体となることによって形成されるのならば、「女性の主体」というものはまた、婦人会活動や農村更生運動、生活改善運動といった様々な官製・半官製運動の客体となることによって、形成されてしまうことになるだろう。

そして天皇が、国家を代表するものとしてではなく、一君万民、すなわち財閥に牛耳られた「国家」が登場する以前の「社会」を代表するものとして想像されたとき⁽⁶⁾、天皇制ファシズムへの傾倒は、権威への拝跪ではなく「社会」を再現前させる試みとして、傾倒の当事者には認識される。軍部は「天皇の軍隊」である限り、国家の暴力装置なのではなく、社会というものを再現前させるための、革命的暴力として理解されるのである。ファシズムを、危機にある独占資本が起こす反動、とみるコミンテルンの理解にたつならば、財閥に牛耳られた「国家」の廃絶をめざすことはファシズムではないし、一君万民の天皇という具体的イメージの存在が「社会」というものの想像と再現前を容易にするのであれば、ブルジョア「国家」を廃絶し「社会」を再興しようとする者「大衆」の側にたつこそ、天皇を擁立するべきである、ということになる（田中 1978, 伊藤前掲）。

右派社会主義から国家社会主義、そして日本主義への「転向」は、当事者には以上のように認識されたであろうし、フェミニストの戦争協力問題もまた、このような文脈に留意すべきではないだろうか。「ブルジョア・フェミニズム／社会主義フェミニズム」という二元的分析枠組みは、しばしば、戦争協力をしたフェミニストの階級的出自を問題にする議論を生み出してきた。平塚らいてうの天皇賛美言説を問題にする鈴木裕子（1989）の議論や、市川房枝の翼賛体制への協力を問題にする胡澎（2018）の議論などである。だが共産主義運動に身を投じた女性たちには、「女子学連」の女子学生たちのような中産階級下層出身者は少なくなかったし、性労働者として海外に売られた経験をもつ山田わかや、農村で父親が母親を薪で殴るのを見つつ育ち自活を志したという市川房枝が、津田英学塾に進学して英語を習得し独身時代から社会主義論文を海外から取り寄せ読んでいたという山川菊栄よりも、豊かな階層に属していたとは到底言えまい。

ブルジョア・フェミニズムの長い歴史的蓄積が生み出す女性の主体への固執を、日本の圧縮された近代の中で生み出す契機があったとすれば、女性が生涯結婚もせず男性に扶養もされず尊厳ある職業に従事し続けられる権利を、資本や「家」制度からのみならず「国家からも自由」であるための女性の労働権として主張する、中間層女性の声が運動実践として実体化し可視化される瞬間ではなかっただろうか。その意味において社会民衆婦人同盟が、「女工争議支援をする「勤労階級」の主婦」しか組織化し得なかったことは、戦間期女性運動の抱えた最も大きな限界のひとつとして、注目され詳細に検討される必要性をもっているのである。

（かいづま・けいこ 岩手大学人文社会科学部教授）

(6) ただし当事者自身にとってそれは「社会」とは認識されておらず、日本の国家特殊性として認識されている。日本の国家社会主義における「国家」と「社会」とのずれについての福家（2010）の指摘は重要であり、またこの点について戦間期のフェミニスト・女性運動家の思想がどのようであったか、検証が必要であろう。

【参考文献】

- 赤松明子（1929）『民衆政治講座第十五巻 婦人解放論』クララ社
 麻生久（1926）『無産政党とは何ぞ 誕生せる労働農民党』思潮社
 藤井忠俊（1985）『国防婦人会——日の丸とカッポウ着』岩波新書
 福家崇洋（2010）『戦間期日本の社会思想——「超国家」へのフロンティア』人文書院
 アンドルー・ゴードン（2012）『日本労使関係史 1853-2010』二村一夫訳、岩波書店
 羽田博昭（1983）「友愛会の急進化過程における知識人排斥問題」『駿台史学』59号、pp.52-79
 波多野（福永）操（1974）「関東婦人同盟の解散の事情」『歴史評論』287号、校倉書房、pp.44-56
 堀川祐里（2018）「戦時期の女性労働者動員政策と産業報国会——赤松常子の思想に着目して」『大原社会問題研究所雑誌』715号、pp.44-65
 今井小の実（2000）「社会民衆婦人同盟の母子扶助法制定運動——働く女性たちの児童／母性保護の要求と山川菊栄の播いた種」『キリスト教社会問題研究』同志社大学、pp.178-205
 石月静恵（1978）「「中間派」婦人同盟に関する覚え書き——一九二七年から一九三二年にかけて」『歴史評論』337号、pp.104-119
 ——（1996）『戦間期の女性運動』東方出版
 伊藤晃（1990）「解説 無産政党と労農運動」『無産政党と労農運動』叢書 思想の海へ〔解放と変革〕28、社会評論社、pp.274-303
 伊藤康子（2008）『草の根の婦人参政権運動史』吉川弘文館
 加藤千香子（2014）『近代日本の国民統合とジェンダー』日本経済評論社
 児玉勝子（1975）「関東婦人同盟と婦選獲得共同委員会について」『歴史評論』299号、pp.35-44
 小池四郎（1929a）『民衆政治講座5 俸給生活者論』青雲閣書房
 ——（1929b）『民衆政治講座第十七巻 小経営者論』クララ社
 胡澎（2018）『戦時体制下日本の女性団体』莊嚴訳、こぶし書房
 小山仁示（1967）「第一章 社会民主主義思想の前駆——日本フェビアン協会と政治研究会」住谷悦治・山口光朔・小山仁示・浅田光輝・小山弘健編『講座・日本社会思想史 昭和の反体制思想』芳賀書店、pp.23-67
 増島宏・高橋彦博・大野節子（1969）『無産政党の研究』法政大学出版局
 村上信彦（1978）『日本の婦人問題』岩波新書
 中村勝範（1969）「社会民衆党の成立過程——独立労働協会から政党組織準備委員会まで」『法学研究 法律・政治・社会』42巻7号、慶應義塾大学法学研究会、pp.26-46
 野田正徳・田沼肇（1957）「第一部 サラリーマンの歴史」『日本のサラリーマン』松成義衛他共著、青木書店、pp.15-100
 労働事情調査所（1931）「我国に於ける俸給生活者組合運動」『社会科学講座』第11巻、誠文堂、pp.79-88
 外崎光広（1989）『日本婦人論史（下） 婦人解放論篇』ドメス出版
 鈴木裕子（1989）『女性史を拓く1 母と女——平塚らいてう・市川房枝を軸に』（国立市公民館女性問題講座「歴史」）未來社
 ——（1990）「解説 女性＝反逆と革命と抵抗と」『女性＝反逆と革命と抵抗と』叢書 思想の海へ〔解放と変革〕21、社会評論社、pp.269-321
 高橋亀吉（1926）『日本経済の行詰と無産階級の対策』白揚社
 高橋彦博（1964）「政治研究会における「大衆政党」の構想」『社会労働研究』法政大学社会学部学会、pp.99-135
 高橋正樹（2001）「社会的表象としてのサラリーマン」の登場——戦前俸給生活者の組合運動をどう見るか』『大原社会問題研究所雑誌』511号、pp.16-30
 工位静枝（1973）「関東婦人同盟——日本における最初のプロレタリア的大衆の単一婦人組織の試み」『歴史評論』280号、pp.83-94
 田中真人（1978）『高島素之——日本の国家社会主義』現代評論社

- 棚井洵子 (1973a) 「友愛会婦人部の活動について (上) —— 『友愛婦人』を中心に」『歴史評論』280号, 校倉書房, pp.57-70
- (1973b) 「友愛会婦人部の活動について (下) —— 『友愛婦人』を中心に」『歴史評論』281号, 校倉書房, pp.93-100
- 戸塚悦朗 (2001) 「ILO 創設と男女平等賃金原則の成立 (2)」『国際協力論集』9巻1号, pp.1-17
- 山内みな (1975) 『山内みな自伝——十二歳の紡績女工からの生涯』新宿書房
- 米田佐代子 (1972) 『近代日本女性史 上』新日本出版社
- 湯川次義 (2003) 『近代日本の女性と大学教育——教育機会解放をめぐる歴史』不二出版
- 渡部悦次・鈴木裕子編 (1980) 『運動にかけた女たち——戦前婦人運動への証言』ドメス出版
- 渡部徹編 (1981) 『一九三〇年代日本共産主義運動史論』三一書房
- Working Class Movement Library, <https://www.wcml.org.uk/wcml/en/our-collections/activists/margaret-bondfield/>